運営審議会等、地域の意見も尊重しながら検討していきたい。

【小・中学生および保育園児の体調管理について】

問 町内の各学校および保育所の空調設備の設置状況について

答 小学校および中学校については、全教室139室のうち、体温調節が困難な児童生徒が在籍する特別支援学級1室と、特別教室13室、保健室8室のほか、校長室と職員室に設置している。

保育所については、町内各保育所の32室のうち29室の保育室等に空調機器を設置。備え付けの扇風機なども併用しながら、適宜対処している。

問 今期、暑さによる体調不良を訴えた者はいなかったか。

答 保育園児は0人、小学校は1校で1人、中学校は1校で1人の合計2人いたが、幸い2人とも症状は軽易なもので、回復に至っている。

問 暑さ対策はどのようにしているか。

答 保育所については、登所時や退所時において保護者との引き継ぎを的確に行い、子どもたちの体調管理に努めているところである。

特に、夏季における熱中症予防に対しては、家庭から水筒を持参させ、個々の要求に応じて水分補給ができるよう対処するとともに、子どもたちが飲んだ水分量を保育士が確認している。

さらに、園庭など屋外においては、遮光ネット、すだれ、グリーンカーテンなどを利用して日陰を作り、創意工夫をした対処策を講じている。

また、外出時の際には、子どもたちに帽子の着用を徹底させている。そして、天候によっては長時間の園庭での遊びを控えたり、高温の時間帯を避けたりするなどの対策をとっている。

小中学校については、三島小学校と近永小学校の普通教室には据付型扇風機、その他の小学校および中学校では移動式の扇風機を活用するなどの対策をとっている。

また、自宅から水筒を持参させ、こまめな水分補給に努めている。そして、体育の授業においては、暑さに応じて適宜休憩を取らせたり、授業時間を午前の早い時間帯に設定したりするなどの対策をとっている。

【将来を見据えた住みよい町づくりについて】

問 移住者は、ここ5年で何人いるか。

答 平成28年8月末現在で、81人である。

問 移住者に対しての支援策は、どのようになっているのか。

答 まず、居住への支援策については、現在、今後も活用できる空き家を調査し、空き家の所有者や管理者に対し空き家バンクへの登録を促し、移住者に必要な空き家情報の収集・提供を図るべく事務を進めているところである。また、移住にあたっては、改修費用の助成措置も活用できる。

そして、ニュータウン鬼北の里において、県外、町外から移住をされる場合は、移転費支援を活用いただくようにしている。

次に、子育て支援策としては、子育て支援センター「ゆめぽっけ」を設置している。センターを利用することで、母親同士の交流の輪が広がるとともに、育児相談の場所としての活用もでき、子育て支援の拠点となっている。

また、子どもが小学校に入学した際には、就労により保護者がいない場合の支援策として、放課後児童クラブなどを設置し、家庭、学校および地域が一体となって、児童の安全管理に努めている。

さらに、平成28年4月から医療費の助成枠を拡大し、高校生まで無料としているほか、不妊治療にかかる医療費助成を行うなど、子育て世代への経済的支援にも努めているところである。

最後に、本町の農業における支援策としては、まず、鬼北町農業公社で実施している「農業研修制度」で、Iターンや、Uターンなどの就農希望者の受け入れを行っている。さらに、本町での就農後の定着を図るため、1人当たり年間150万円、夫婦では年間225万円を5年間支給する「青年就農給付金制度」も活用いただいている。

今後も、本町独自の人口増につながる新たな施策も検討していかなければならないと考えており、都会から移住を希望される方に対してアンケートを実施し、今後の移住支援策に活かすとともに、引き続き、国・県・農林業関係団体との密接な連携を図りながら、各種の施策を着実に実行していきたい。

【北宇和病院の空調機器取替工事および同工事に伴う管工事・電気工事の入札について】

問 入札参加業者数と落札率について

答 入札参加業者は2者である。また、落札率は90.59%である。

問 どのような条件で公募したのか。

答 公告の内容については、『この工事の入札に参加する者に必要な資格は、平成27・28年度鬼北町建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者とする。(1)令第167条の4の規定に該当しない者であること。(2)鬼北町建設工事請負業者選定要綱に基づく競争参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登載されていること。(3)本店、支店又は営業所の所在地等からみて、対象工事を的確かつ円滑に実施できる体制が確保できること。(4)対象工事と同種の工事の施工実績があること。(5)対象工事に配置を予定する主任技術者、現場代理人、管理技術者等が適正であること。(6)鬼北町建設工事指名停止処分要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。(7)建設業法第3条に基づく管工事業及び電気工事業の許可を受けた者で、愛媛県内に本店、支店又は営業所を有し、愛媛県建設工事請負業者選定要領に基づく管工事業の格付けがB等級以上及び電気工事業の格付けがC等級以上の者で、法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けている者であること。(8)会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。』である。

◆赤松　俊二　議員

【学校を核とした地域づくりについて】

問 山村留学制度の導入について

答 現在、日吉校区において、「日吉地区学校づくり推進委員会」を設置いた